

令和6年度 公益財団法人藤沢市みらい創造財団
任期付職員採用試験受験案内

公益財団法人藤沢市みらい創造財団では、以下のとおり職員の募集を行います。受験希望の方は、この受験案内をよくお読みいただき、応募、試験に臨まれますようご案内いたします。

申込期間：2025年1月22日（水）から2月10日（月）まで

試験実施日：2025年2月15日（土）

1 募集区分(職種)、募集人員、職務内容、応募資格

区分	募集人数	職務内容	受験資格
放課後児童支援員	若干名	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童の指導 ・児童クラブの運営及び一般事務 ・施設の管理 	<p>1963年（昭和38年）4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校卒業以上の人で、採用予定日時点において次のいずれかに該当する方</p> <p>①保育士の資格を有する方 ②社会福祉士の資格を有する方 ③2年以上児童福祉事業に従事した方 ④教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する方 ⑤学校教育法による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方 ⑥学校教育法による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方 ⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方 ⑧2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した人であって、本財団が適当と認めた方</p>

※放課後児童支援員は採用内定後に受験資格①～⑧のいずれかに該当する証明書類等を提出いただきます。

【受験資格における年齢制限について】

定年年齢（62歳）を関係規定により定めており、その年齢を上限として、採用時の年齢制限を設けています。

2 任期期間

2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

3 受験申込手続

別紙申込書に必要事項を記入の上、郵送にてお申し込みください。

郵送先	〒251-0054 藤沢市朝日町10番地の8 藤沢青少年会館2階 公益財団法人藤沢市みらい創造財団 放課後児童育成課 採用担当
申込期間	<u>2025年1月22日(水)から2月10日(月)まで(消印有効)</u>

申し込みの注意点

*申込書に不備があるものは、受付できませんので十分注意してください。記載要領を必ずお読みいただいてから記入してください。

4 試験日程、会場、合格発表

日程	2025年2月15日(土) 午前9時15分から(受付開始:9時00分)13時終了予定
会場	秩父宮記念体育館 2階 研修室他(藤沢市鶴沼東8-2) JRおよび小田急江ノ島線藤沢駅から徒歩10分
合格発表	2025年2月21日(金)に合否にかかわらず本人宛に結果を通知します。(郵送) ※2月28日(金)までに届かない場合はお問い合わせください。

5 試験方法、内容

試験方法	作文試験、面接試験
------	-----------

6 採用予定日

2025年(令和7年)4月1日

*受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。

7 給与

公益財団法人藤沢市みらい創造財団職員の給与に関する規程に基づき支給されます。

(初任給の例：2024年12月1日現在)

最終学歴等	職務経験	初任給(地域手当含む)	その他
新規高校卒	なし	213,909円	期末勤勉手当(賞与)年2回 扶養・通勤・住居・ 時間外手当あり
新規短大卒	なし	231,311円	
新規大学卒	なし	245,549円	
大学既卒	類似職5年経験	257,414円	

※上記の例以外にも基準学歴卒業後に職務経験がある場合は、規定に基づき算出された額が加算されます。

※給与や諸手当の支給額は、規程等の改正により改定されることがあります。

※福利厚生等については当財団規程に基づきます。

8 勤務条件

	放課後児童支援員
勤務日	月曜日から金曜日まで(土・日・祝日に勤務する場合もあり。4週8休)
基本勤務時間	午前9時45分～午後6時30分(時間外勤務あり) または午前8時30分～午後5時15分(時間外勤務あり)
各種休暇等	年次有給休暇、夏季休暇、その他特別休暇

9 注意事項ほか

(1) 受験資格を満たしていない場合、提出書類に不備がある場合は受け付けできません。

(2) 可否について、電話等によるお問い合わせにはお答えできません。

(3) この試験に関して提出された書類はお返しいたしません。

(4) 試験日時や会場などは予定ですので、変更する場合があります。

(5) 試験会場へは、公共交通機関を利用してお越しく下さい。

(6) 当財団の規程により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

10 試験実施に関する問い合わせ（平日の午前9時から午後5時まで）

放課後児童育成課 採用担当 電話 0466（21）6709

不測の事態や、情勢の変化等により試験実施の内容が変更となる場合があります。変更の際には、本財団ホームページでお知らせしますので、必ず、試験日前日及び当日にホームページを確認いただきますようお願いいたします。

問い合わせ

公益財団法人藤沢市みらい創造財団 放課後児童育成課
〒251-0054 藤沢市朝日町10-8 藤沢青少年会館内
電話 0466-21-6709

財団ホームページアドレス <http://www.f-mirai.jp/>